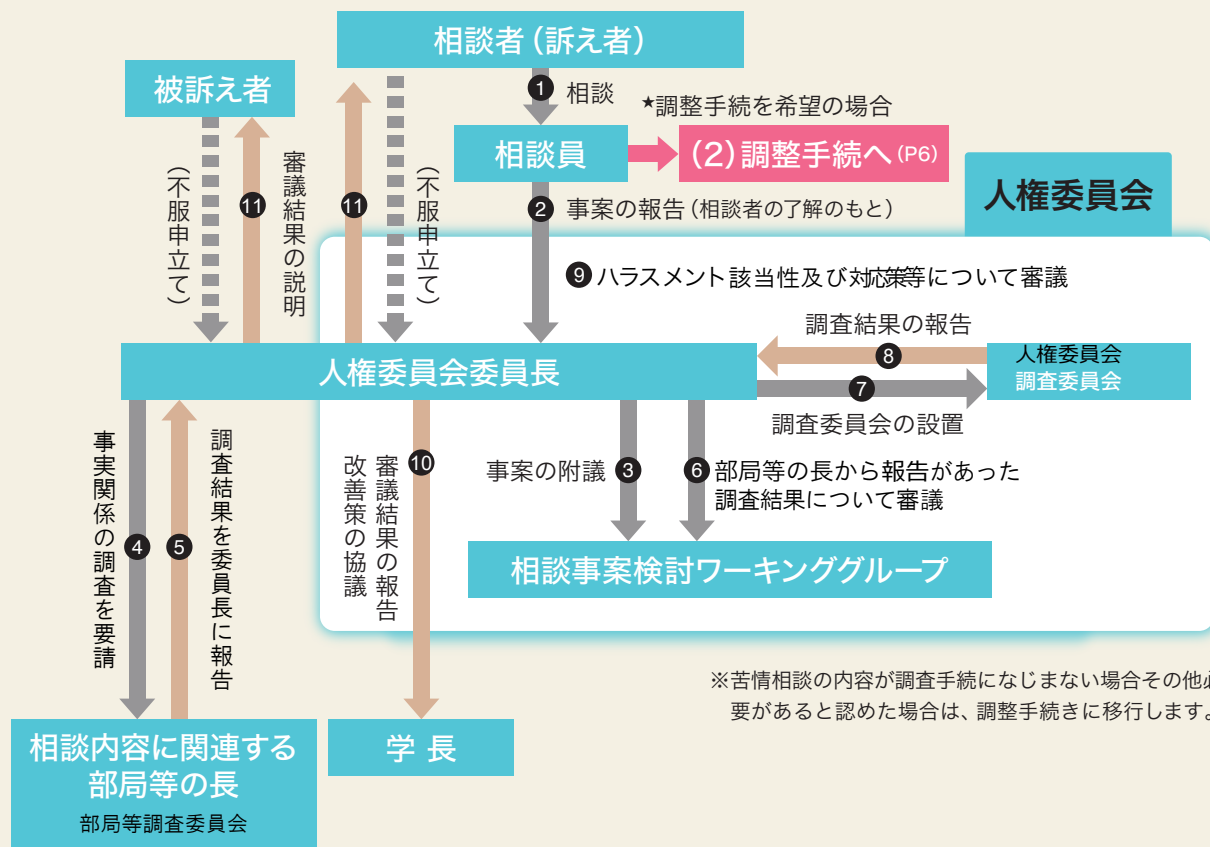


セクシュアル・ハラスメント等を除くハラスメントの場合

(1) 調査手続の場合



① 相談者は、相談員に相談する。

② 相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。

③ 委員長は、相談員から報告を受けたときは、相談事案検討ワーキンググループ（以下、「WG」という）に諮る。

◆部局等調査委員会の場合

④ 委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、事実関係の調査を要請する。
※ただし、苦情相談が部局等の長の言動に関するものである場合その他WGが必要と認める場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。

⑤ 部局等の長は、部局等に調査委員会を設置し、調査要請を受けたときから6か月以内にその結果を委員長へ報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、相当期間その期間を延長する。

⑥ 委員長は、部局等の長から報告された結果をWGに諮り、ハラスメント該当性及び対策について審議する。→⑩⑪へ

◆人権委員会調査委員会の場合

⑦ 苦情相談が部局等の長に関するものである場合又は部局等における調査に適切だとWGが認めた場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。

⑧ 人権委員会調査委員会は、同委員会が設置されたときから6月以内に、調査結果を委員長に報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

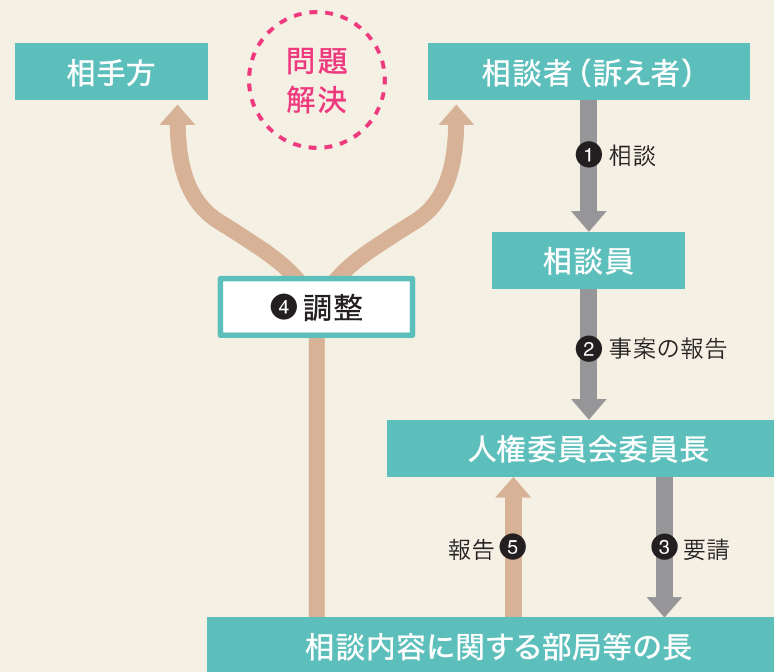
⑨ 委員長は、人権委員会調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、人権委員会に諮り、ハラスメント該当性及び対策等について審議する。

⑩ 委員長は、審議結果を学長及び部局等の長に報告する。

⑪ 委員長は、審議結果を訴え者及び被訴者に説明する。

セクシュアル・ハラスメント等を除くハラスメントの場合

(2) 調整手続の場合



① 相談者は、相談員に相談する。

② 相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。

③ 委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、調整手続を行うよう要請する。

④ 部局等の長は、原則として部局等の長自ら必要な対応（修学及び就労上の措置を含む。）を行う。

要請があった日から起算して概ね2か月以内に問題解決を図る。

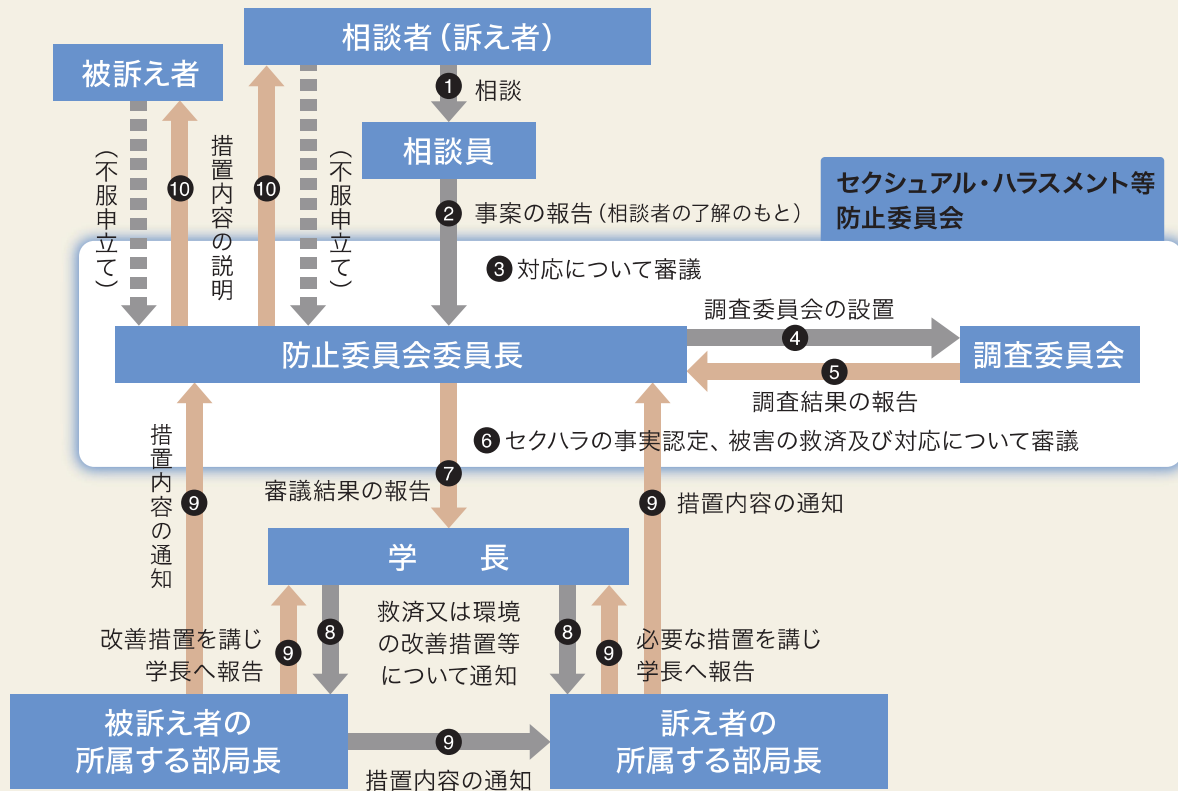
※ただし、部局等の長自ら対応することができない特段の事情がある場合には、部局等の長が指名する者に行わせることができる。

⑤ 部局等の長は、調整に係る対応について、委員長に報告する。

※訴え者は、調整の対応に不服があるときには、委員長に対して、調査手続きへの移行を求めることができる。

※ハラスメントの該当性の判断はしない。

セクシュアル・ハラスメント等の場合



① 相談者は、相談員に相談する。

② 相談員は、相談者の了解を得て、相談内容を防止委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。

③ 委員長は、相談員から報告を受けた相談内容について防止委員会に諮る。

④ 委員長は、防止委員会の審議結果に基づき、防止委員会の下に調査委員会を設置する。

⑤ 調査委員会は、事実関係を調査し、2か月以内に調査結果をまとめ、これを委員長に報告する。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長する。

⑥ 委員長は、調査委員会から報告された調査結果を防止委員会に諮り、防止委員会は、セクシュアル・ハラスメント等の事実認定、被害の救済及び対応について審議する。

⑦ 委員長は、防止委員会の審議結果を学長に報告する。

⑧ 学長は、委員長からの報告に基づき、必要に応じセクシュアル・ハラスメント等からの救済又は環境の改善措置等について被訴え者及び訴え者の所属する部局の長（事務組織の各部等にあつては、総務部長とする。以下同じ。）に通知する。

⑨ 被訴え者の所属する部局の長は、すみやかに改善措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長及び訴え者の所属する部局の長に対し措置内容を通知する。
また、訴え者の所属する部局の長は、必要な措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長に対し措置内容を通知する。

⑩ 防止委員会委員長は、措置内容を訴え者及び被訴え者に説明する。